

第 51 回

令和 3 年度事業報告書



令和 4 年 5 月

公益社団法人 広島消費者協会

目 次

公益社団法人 広島消費者協会 設立趣意・あゆみ	2
令和3年通常総会	3
令和3年の運動方針と重点事業	3
1. 教育・広報活動事業	4
会報「消費生活ひろしま」No.95の発行	4
令和2年度第50回事業報告書（目玉の本）の発行	4
消費者月間事業への参画	4
2. 調査研究・監視活動事業	5
食品表示ウォッチャーによる表示点検	5
消費者問題等に関するグループ研究	5
3. 地区活動事業	5
令和3年度地区活動・研究グループ等	5
4. 啓発活動事業	6
消費者大学の開講	6
消費生活出前講座の開催	7
「消費者のつどい2021」への参加	7
リーダー会の開催	8
5. 会員の資質向上事業	8
産地視察等交流事業	8
広島ガス株式会社との定例懇談会	9
6. 審議会・委員会・団体等への参加	11
7. 賛助会員	12

公益社団法人 広島消費者協会 設立趣意・あゆみ

昭和 43 年 5 月 30 日に施行された消費者保護基本法は「消費者は、経済社会の発展に即応して、自らすすんで消費生活に関する必要な知識を習得するとともに、自主的かつ合理的に行動するように努めることによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。」と定めています。

広島消費者協会はこの法に基づき、健全かつ自主的な組織活動団体として昭和 45 年設立以来、生活と経済の安定向上のために、広島方式と呼ばれる消費者・事業者・行政の三位一体の対話活動による合意形成を基にした消費者問題の解決を中心として、消費者保護・消費者教育・調査研究等の活動を進めてきたところです。

今日、ますます多様化、複雑化する消費者問題に対応するため、これまでの蓄積を基盤にして新たな飛躍を図ることが期待されてきました。

このため設立 20 周年となる平成 2 年を期して、任意団体を社団法人に改め、法人格を持って、社会的地位の確立、組織の充実、活動の強化を図り、消費生活の安定向上に積極的な役割を果たしてまいりました。

平成 16 年に 36 年振りに消費者保護基本法が消費者基本法に改正され、消費者の権利が明確にされると同時に、情報の非対称性の中であって、消費者は保護される立場から自立が求められるようになりました。

社会の動きに対応した情報を的確に把握し、調査やグループ研究を共有し、要望・提言していく、そうしたきめ細かで地道な活動を実行することをおして、行政や事業者を消費者思考に導く活動をしているところです。

このような中で、平成 24 年 4 月 1 日に公益社団法人へと発展的に移行しました。これにより、これまで以上に公益目的事業を行い社会貢献に努めることが期待されています。

消費者・事業者・行政がそれぞれの立場を尊重し、かつ連携して、私たちが目指す、消費者の権利と暮らしを守り向上させ、信頼関係を構築する活動を、広く消費者に知っていただき、消費者活動を共有化できるようにするとともに、「消費者市民社会」への転換のかじ取り役を果たすことを目指してまいります。

令和3年公益社団法人広島消費者協会通常総会開催

日時：令和3年6月25日（月） 13:00～13:50

場所：広島商工会議所 101号室

議題：1. 令和2年度事業報告

2. 令和2年度決算報告

3. 理事の選任

4. 定款の変更

左記日程で本協会通常総会が実施された。昨年に続くコロナ禍の状況で、定款に規定する必要最小限の総会であった。

議題については満場一致にて承認された。理事の選任については、榎野浜子氏が新たに選任された。定款変更については、会員として新たに団体正会員の種別を設

け、消費者問題を研究する研究教育機関を対象として会員に加え、協働の機会と会勢の拡大の可能性を挙げた。

例年、総会後に開催していた講演会も中止とせざるを得なかったことは慚愧の念に堪えない。その中であっても、消費者庁主催の「令和3年度ベスト消費者サポーター章」を川本季子副会長が受賞され、表彰状の伝達を行うことができたことは数少ない慶事であった。

令和3年の運動方針と重点事業

運動方針

- 1 消費者の権利確保のため、国・自治体・事業者との相互理解を深め、積極的な情報開示を求めた取組を強化しよう。
- 2 「持続可能な開発目標」(SDGs)に取り組み、ライフスタイルを見直すとともに、調査・研究・監視機能を高め、消費者情報を積極的に発信しよう。
- 3 暮らしの中で起こる消費者問題に対し、情報を選択する確かな目を養い、自ら判断し行動する「消費者力」を高めよう。
- 4 人材の発掘と育成を目指し、会員以外の人達に協会活動への積極的な参加を呼びかけ、地区活動の充実と組織の活性化を進めよう。

決議事項

- 1 国・自治体・事業者との積極的な対話を通じ、相互理解と信頼に基づく活動を展開しましょう。
- 2 暮らし全般について安全を見直すとともに、「もったいない」を常に心がけ、環境に配慮した消費生活を送りましょう。
- 3 魅力ある活動を地区情報紙やホームページで公開するなど、積極的に情報を発信して、活動の輪を広げましょう。
- 4 地区活動や研究グループを通じて人材を育成するとともに、他団体との連携を深めましょう。

教育・広報活動事業

会報「消費生活ひろしま」No.95 の発行

例年、本協会の広報誌として「消費生活ひろしま」を概ね年に2回発行してきた。令和2年度に続き本年度についても、新型コロナウイルスの感染拡大により活動が大きく制約されたため、12月15日付で第95号（1,200部）の発行を行った。年に一度の発行であったために情報の即時性に課題は残るものの、内容はA4サイズ8ページにわたり、各活動を詳細に周知することができた。



令和2年度第50回事業報告書(目玉の本)の発行

本協会の事業報告書はその表紙のデザインから、「目玉の本」として親しまれている。この「目玉」のマークは目を見開いて消費活動を見守ろうという趣旨の、本協会のロゴマークである。令和2年度においても一年間の総括という意味でA4サイズ14ページの事業報告書が令和3年6月に発行された。発行部数400部であった。

消費者月間事業への参画

令和3年7月12日(月)「広島東洋カープ県・市合同応援デー」で、広島市や広島消費者協会などの6団体で構成される広島市消費者月間事業実行委員会は、広島東洋カープと中日ドラゴンズとの試合が開催されたマツダズームズームスタジアムにおいて、「カープ応援うちわ」を配布した。うちわには消費者トラブルの防止を目的に、消費生活センター及び消費者出前講座についてのお知らせが印刷されている。試合前には球場内大型ビジョンで消費者被害防止PR動画が放映された。



調査研究・監視活動事業

食品表示ウォッチャーによる表示点検

広島県消費者団体連絡協議会をとおして、広島県から「令和3年度食品表示ウォッチャーによる表示点検」の依頼があり、これを受託、実施した。今年の調査期間は令和3年12月の一ヶ月間で、調査対象品目は「福神漬け」であった。県内で1,000件の調査件数のうち、本協会では約100件の調査を行った。調査者の懸案事項は、調査にあたっての小売店とのコミュニケーションの齟齬であった。調査をスムーズ進めるための方法や仕組みが望まれる。

消費者問題等に関するグループ研究

各地区支部の枠組みを超えて、リユース研究グループがある。この研究グループでは、本来なら廃棄されるような材料を、アイデアと工夫によりリユースしている。

参加者からは、「リユース研究グループで習った作品を地区会員に紹介し、地区で復習している」との声がある。小さなことかもしれないが、各人が学ぶに止まらず、これを伝え広げていくことが学びを深くするものと思う。



6月2日（水）端切れを使った小物入れの製作

8月4日（水）杉綾テープを使った座布団とコースター

10月6日（水）来年の干支、寅のぬいぐるみ

12月1日（水）、12月13日（月）ペーパークラフトバンドで作るクリスマスリース

3月9日（水）たまごの殻を利用して作るポップ

地区活動事業

令和3年度地区活動・研究グループ等

可部地区では、悪質商法防止のための研修会を行った。DVD視聴後、だまされやすい心理チェック10項目をチェックした。チェックが多いほど、消費者トラブルに合う危険度が高い傾向があるという。

テーマ：みんなで防ごう悪質商法

日時：令和3年11月18日（木）10:00～12:00

場所：可部公民館

講師：行政書士 廣本啓一氏

参加者：18名

再勧誘の禁止について、具体例も踏まえ、詳細に聞くことができた。またネガティブ・オプション（「送りつけ商法」）とは、注文していない商品を、勝手に送り付け、その人が断らなければ買ったものとみなして、代金を一方的に請求する商法である。特定商取引法が改正され、令和3年7月6日以降、売買契約に基づかないで、一方的に送り付けられた商品は直ちに処分することができるようになった。学んだ情報を共有し消費者被害の未然防止に努めたい。



可部地区施設見学会

日時：令和3年12月10日（金）8:50～15:00

場所：1. 広島市環境局中工場

2. 広島市江波山気象館

参加者：可部地区19名

日常生活で発生するごみは、近年、質的量的に変化し、その処理は自治体にとってのみならず市民一人ひとりにとって大きな課題となっている。そこで可部地区ではごみ問題を会員に投げかけるとともに、中区にある広島市環境局中工場に取り組んでいる、ごみ処理

で発生した電力の売却について学習した。

広島市江波山気象館は被爆建物でもある旧広島地方気象台を保存・整備したものである。平成4年に開館した。各地で気候変動による災害が多発している。私たちが安心して生活する上で欠かせない防災意識、防災準備について学習した。

啓発活動事業

消費者大学開講

テーマ：「消費者力を獲得する」

実施期間：令和3年10月31日(日)～12月19日(日) 全8回

場所：広島市消費生活センター研修室（広島市中区基町6-27 アクア広島センター街9階）

主催：広島市消費生活センター [実施主体 広島消費者協会]

参加者数：延べ109名

昨年度は実施することができなかったが、今年度は新型 Covid-19 の感染状況に配慮しながら、全 8 回の講座を実施した。今年度のテーマは「消費者力を獲得する」とし、平日には受講することのできない方も気軽に受講できるよう日曜日の開講とした。ただ残念なのは多くの希望者がありながら、Covid-19 感染対策のため研修室定員の二分の一の定員を設けざるを得なかった点である。各回 13～15 名が出席し、期間中延べ 109 名が受講した。例年よりも若い年齢層の方の受講があった。またこれを機会に消費生活関連の資格取得の紹介・支援、協会への入会などにつながることができた。

回	日時	内容	講師
1	10/31(日) 13:30～13:40 13:40～15:30	オリエンテーション 消費者の役割(消費者問題、消費者行政など)	広島市消費生活センター 所長 藤本 忠承 氏 消費生活相談員 河内 昌子 氏
2	11/7(日) 13:30～15:30	契約(契約の基本、関連法、クーリング・オフ、トラブルの多い商法など)	鯉城総合法律事務所 弁護士 原田 武彦 氏
3	11/14(日) 13:30～15:30	インターネット(インターネット取引、電子契約、パソコン・スマートフォンのセキュリティ対策など)	我妻法律事務所 弁護士 清水 正之 氏 独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター(PA/SEC)企画部 セキュリティ対策グループ主幹 石田 淳一 氏
4	11/21(日) 13:30～15:30	生活設計(金融商品、保険、決済方法、税金、多重債務、相続・遺言など)	広島県金融広報委員会 金融広報アドバイザー(ファイナンシャルプランナー)倉橋 孝博 氏
5	11/28(日) 13:30～15:30	衣生活(繊維と布の種類、衣服の管理、クリーニング、表示、安全性など)	広島女学院大学人間生活学部生活デザイン学科 准教授 榎崎 久美子 氏
6	12/5(日) 13:30～15:30	食生活(健康と栄養など)	広島市健康福祉局健康推進課 主任技師(管理栄養士) 高村 恵 氏
7	12/12(日) 13:30～15:30	くらしの安全(製品安全4法、リコール、製品事故など)	中国経済産業局産業部消費経済課製品安全室 製品安全専門職 室賀 涉 氏 独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) 中国支所長 東瀬 貴志 氏
8	12/19(日) 13:30～14:30 14:30～15:10 15:10～15:30	環境(地球環境、環境政策、エネルギー、循環型社会、環境と暮らしなど) 広島消費者協会懇談会(消費者大学講座、活動について) 修了式	広島県環境県民局環境政策課 主査 沖本 真朗 氏 公益社団法人広島消費者協会理事

消費生活出前講座

本協会では広島市からの受託事業として、「消費生活出前講座」を開催している。これは広島市内の学校、高齢者団体、町内会などの各種団体等、また市内に住まいのある、概ね 15 名以上の団体・グループを対象として、消費生活専門相談員等の資格を有する講師を派遣し、悪質商法の手口と対処法、消費生活の基礎知識等、消費者被害を未然に防ぐために役立つ内容の講座を実施するものである。令和 3 年度は 66 回、受講者数は延べ 2,148 名を数えた。昨年度は 71 回、延べ 2,076 名、一昨年度は 119 回、4,831 名であった。受講者数の減少は、コロナ禍特有の要因があったと言わざるを得ない。なお、消費生活出前講座に関する広島市 web ページは次のとおりである。<<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/45/8871.html>>

「消費者のつどい 2021」への参加

「消費者のつどい」は、平成 14 年度から開催されており(令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止)、今年度は、会場での参加のほか、オンラインでの参加も可

主催：広島県、広島県消費者団体連絡協議会
日時：令和3年11月17日（水）13:30～16:00
場所：サテライトキャンパスひろしま大講義室
（広島市中区大手町一丁目5番3号）
定員：50名ならびにオンライン参加者

能となった。これは消費者団体の日頃の活動成果の発表や講演会を通じて、消費者問題について考えることを目的としたものである。「消費者のつどい2021」第1部では、広島県地域女性団体連絡協議会ならびに広島県生活協同組合連合会から活動報告がなされ

た。続く第二部では、『『これからの時代に役立つライフプランとマネープラン』～将来の不安を安心に変えるために～』と題して、ファイナンシャル・プランナーの三上貴久美氏から講演があった。本協会からは9名の会員が参加した。

広島県消費者団体連絡協議会は、JA広島県女性組織協議会、広島県地域女性団体連絡協議会、広島県生活協同組合連合会、（公社）広島消費者協会、呉市消費者協議会、廿日市市消費者協会、NPO法人消費者ネット広島の7団体から組織されている。2021年度から本協会の会長が同協議会会長を務めている。

リーダー会の開催

普段の活動として、毎月、各地区支部においてリーダーが集まり、幹事会での決定事項等の報告や勉強会を実施している。

会員の資質向上事業

産地視察交流会

日時：令和3年11月29日（月）

9:00～16:30

場所：トレッタみよし

奥田元宋・小由女美術館

三次市東酒屋町

参加者：39名

新型コロナウイルス感染予防のため、密にならぬようバス2台に分乗し、会員39名が三次市酒屋地区に出発した。三次ICからバスで4、5分のところに酒屋地区がある。ここにはトレッタみよしを始め、みよし運動公園、奥田元宋・小由女美術館、市立三次中央病院、広島三次ワイナリーなどの都市施設が集積している。今回は、次の2施設に絞って訪問した。

三次市農業交流連携拠点施設（トレッタみよし）は2014年から、株式会社広島三次ワイナリーを公の施設指定管理者として経営されている。三次市内で生産された農畜産物やその加工品等を消費者に提供することをおして、生産者と消費者の「交流・体験・情報発信」に取り組み、

地域産業の振興を図ることが目的である。顧客は地元の方が3割、7割は市外からという。店舗を兼ねたレストランもある。地元野菜中心のメニューは好評のようだ。店舗の前に、およそ40坪弱の小さな圃場がある。ここで季節の野菜を中心に栽培をし、農業の見える化を果たしたという。この7年間で順調に右肩上がりの黒字を果たしているという。



三次市には「奥田元宋・小由女美術館」、「市立三良坂平和美術館」、「市立美術館あーとあい・きさ」の3美術館と「市立吉舎歴史民俗資料館」があり、それらは市を代表する文化芸術・歴史展示施設である。(公財)奥田元宋・小由女美術館はその名を冠した美術館



の管理運営ならびにその他3館の指定管理者となっている。同美術館は、日本画家の奥田元宋と人形作家の奥田小由女の日本でも例を見ない夫妻の名を冠した美術館である。日本画の「平面」と人形の「立体」という異なる芸術様式にご夫妻ありようが投影されている。奥田元宋氏は昭和59年に、小由女氏は令和2年にそれぞれ文化勲章を受章されており、夫妻での受章は例がないものという。

また、黒瀬真一郎同美術館理事長によるご挨拶をいただいた。この半世紀にわたる先生の平和に対する情熱が伝わるものだった。芸術に言葉は不要で、平和を求める有効な手段であるということを感じた。

広島ガス株式会社との定例懇談会

日時：令和3年11月10日（水）

12:50～16:30

場所：海田バイオマスパワー（株）

安芸郡海田町明神町2番118号

広島ガス海田基地内

主催：（株）広島ガスおよび本会

参加者：広島ガス4名、海田バイオマスパワー
4名、本会20名

昨年度の同社との定例懇談会では講義形式でバイオマス発電について学習をしたが、今年度は海田バイオマスパワー（株）に伺い、実際に発電所を見学することができた。

同社は、広島ガス（株）と中国電力（株）との共同出資により、海田発電所の建設、運転、保守および電力の販売を目的として、2017年10月に設立された。2021年4月1日

から運用されている。最大発電出力は11万2千KWと、約3万戸の一般家庭の電力を賄う能力をもつ。

バイオマスとは、植物や生物から得られた有機物を活用する再生可能エネルギーのことであり、さまざまな分野で使用されているが、生物由来で安定した供給量が確保できることから、発電の燃料としても適している。海田発電所では、木を素材とする木質系バイオ



マス燃料を主に使用し、熱量約20%の石炭とともに混焼している。主に広島県内産の未利用木材などの「木質チップ」や、未利用木材および製材時の端材などを円筒形に圧縮した北米産の「WP(ホワイトペレット)」、東南アジア産のアブラヤシの殻である「PKS(パーム椰子殻)」を燃料として使用している。その比率はそれぞれ重量にして5万トン、25万トン、10万トンである。熱量ベースにして木質チップ5%、WPとPKSを合わせて75%、石炭20%である。

樹木は大気中のCO₂を吸収し、成長する。成長した木は伐採され木材として使用される間は、内部にCO₂をとどめ、廃材となり燃やされるとCO₂を発生する。吸収したCO₂と発生したCO₂の総量は同じであることから、木質系バイオマスはカーボンニュートラルな燃料として、低炭素社会の実現に寄与するとされている。

同社ではタービンを回転させるための蒸気を発生させるボイラとして、「循環流動層ボイラ」を採用している。大容量かつ高効率、広い燃料種に対応が可能であり、林地残材等の未利用木材や海外の木質系バイオマス等を高い混焼割合で活用できる。また、炉内温度が低いため、大気汚染物質であるNO_x(窒素酸化物)の排出量を抑えられる。環境への配慮として、広島県からの工業用水を利用した循環冷却方式の冷却塔を採用することで、海水の取水や冷却後の多量の排水を排出しない設備とされている。

当日はタービン棟内を見学することができた。協議においては参加者から積極的に質問が出された。昨年の定例懇談会でバイオマス発電について講義形式で学習していたため、バイオマスの国産木質系チップの比率に関してや、専焼バイオマス発電と混焼バイオマスとの違いについてなど専門的な質問から、県内産木質チップの使用を要望するなど、日頃の各支部での議論を映したような熱心な質疑応答があった。

審議会・委員会・団体等への参加

I 国 関 係

令和4年3月31日現在

1	中国地方交通審議会
2	広島交通圏「タクシーマナーアップ宣言」認定審査会
3	中国地域エネルギー・温暖化対策推進会議
4	(総務省中国四国管区行政評価局)行政懇談会
5	独占禁止政策協力委員(意見聴取会)
6	管内新製品開発コンクール審査員
7	貸切バス適正化事業諮問委員会

5	広島市市営住宅審議会
6	広島市情報公開・個人情報保護審査会
7	広島市消費生活審議会
8	広島市消費者月間事業実行委員会
9	広島市中央卸売市場開設運営協議会
10	広島市地域農業再生協議会
11	広島市食育推進会議
12	広島市保健所運営協議会
13	広島市民球場運営協議会
14	広島市地域公共交通会議
15	広島市地域公共交通活性化協議会
16	(財)広島平和文化センター評議員会
17	“ひろしまそだち”地産地消推進協議会
18	広島市農業振興対策審議会
19	ひろしま脱炭素まちづくり市民会議
20	広島市総合交通戦略協議会

II 県 関 係

1	広島県環境審議会(生活環境部会)
2	広島県消費生活審議会
3	広島県消費者苦情処理委員会
4	広島県土地利用審査会
5	広島県環境県民局補助金等審査会 (温暖化防止対策費部会)
6	ひろしま地球環境フォーラム
7	産業廃棄物埋立税意見聴取会議
8	広島県薬事審議会
9	広島県生活衛生適正化審議会
10	広島県食品安全推進協議会
11	広島県「減らそう犯罪」推進会議
12	広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会
13	広島県後期高齢者医療広域連合 情報公開・個人情報保護審査会
14	広島県立総合技術研究所保健環境センター 倫理審査委員会
15	ひろしま地産地消推進協議会専門委員会
16	GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム

IV そ の 他

1	広島県地球温暖化防止活動推進センター (脱温暖化センター)運営委員会
2	広島県食肉消費対策協議会
3	広島県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会
4	広島県観光土産品協議会 ・広島県観光土産品公正取引協議会
5	街づくり委員会
6	広島商工会議所 観光・サービス業部会
7	中国電力環境懇話会
8	中国電力代表アドバイザー
9	生保意見交換会
10	牛乳・乳製品利用料理コンクール審査会
11	広島県消費者団体連絡協議会
12	広島交通圏タクシー準特定地域協議会

III 市 関 係

1	広島市環境審議会
2	広島市廃棄物処理事業審議会
3	広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会
4	きれいなひろしま・まちづくり市民会議

令和3年度公益社団法人広島消費者協会賛助会員名簿

賛助会員	賛助会員
農業、林業、漁業	(株) ユアーズ
倉橋島海産 (株)	(株) そごう・西武そごう広島店
日本酪農協同 (株) 広島工場	(株) 広島バスセンター
広島協同乳業 (株)	(株) 広島三越
建設業	(株) 福屋
西部熱機 (株)	(株) エディオン
食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	(株) ヤマダ電機
味の素 (株) 中四国支店	(株) 下村時計店
オタフクソース (株)	食協 (株)
三島食品 (株)	(株) 花満
新庄みそ (株)	東広島食糧企業組合
(株) ますやみそ	広印広島青果 (株)
(株) アンデルセン・パン生活文化研究所	広島東部青果 (株)
(株) 御菓子所高木	(株) TOKA
(株) 亀屋	広島魚市場 (株)
カルビー (株)	広島水産 (株)
(株) にしき堂	金融業、保険業
旭鳳酒造 (株)	(一社) 生命保険協会
亀齢酒造 (株)	(一社) 日本損害保険協会中国支部
化学工業	(株) 広島銀行
フマキラー (株)	広島信用金庫
輸送機械器具製造業	(株) もみじ銀行
マツダ (株)	不動産業
その他の製造業	中国S C開発 (株)
(有) 創元社	教育、学習支援、医療、福祉、複合サービス業
電気・ガス・熱供給・水道業	全国農業協同組合連合会広島県本部
(一社) 広島県LPガス協会	東部広島青果卸売組合
中国電力 (株)	広島魚商協同組合
広島ガス (株)	広島県花き商業協同組合
情報通信業	広島県食肉事業協同組合連合会
西日本電信電話 (株) 広島支店	広島県味噌協同組合
運輸業	広島市三友生花卸売商業組合
広島交通 (株)	中国地区青果商業協同組合連合会
広島電鉄 (株)	広島市中央青果卸売協同組合
広島バス (株)	広島水産物仲卸協同組合
卸売業、小売業	広島県電器商業組合
イオンリテール (株) イオン宇品店	広島県牛乳普及協会
(株) イズミ	広島県観光土産品協議会
西條商事 (株)	広島県個人タクシー協会
(株) サンリブ	広島県タクシー協会広島支部
(株) スパーク	(公社) 広島県トラック協会
(株) フジ	広島県スーパーマーケット協会
(株) 藤三	広島商工会議所
(株) フジマート	サービス業
(株) フレスタ	中島清税理士事務所
(株) 万惣	慶徳忠良税理士事務所

計78社

(公社) 広島消費者協会

〒730-0011 広島市中区基町6番27号

アクア広島センター街8階広島市消費生活センター内

Tel: (082)225-3320

Mail: hirosho@violin.ocn.ne.jp